

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 上越ショッピングセンター

所在地 上越市富岡3457番地

設置者 イオンリテール株式会社 他1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の位置及び収容台数、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置）に関する届出

公告日 令和2年5月19日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

騒音の発生に係る事項について、関係法令を遵守し、周辺的生活環境の保全に努めるとともに、苦情が発生した場合は、速やかに対策を実施すること。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年10月30日から令和2年11月30日まで